

発電ガスライフプラン

(選 択 約 款)

2026年8月1日実施

山口合同ガス株式会社

目 次

1. 約款の適用	1
2. 本選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	2
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 延滞利息	3
9. 単位料金の調整	3
10. 割引制度	4
11. 設置確認	4
12. 契約の変更又は解約	5
13. その他	5
付 則	
1. 実施の期日	6
2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置	6
(別 表)	7
1. 税抜料金の算定方法	7
2. 料金表1（発電ガスライフ エコウィルプラン）	9
3. 料金表2（発電ガスライフ エネファームプラン）	11
4. 料金表3（割引率）	13

1. 約款の適用

本選択約款は、4に定める適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

2. 本選択約款の変更

当社は、本選択約款を変更することがあります。この場合、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用コージェネレーションシステム」(以下「エコウィル」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、ガスエンジンにより電力を発生させるとともに、その際に発生する排熱を利用する家庭用熱電供給システムをいいます。
- (2) 「家庭用燃料電池」(以下「エネファーム」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用し、電気化学反応によって連続的に発電を行う装置をいいます。
- (3) 「浴乾」とは「家庭用浴室暖房乾燥機」又は「家庭用ガス衣類乾燥機」をいいます。
- (4) 「家庭用浴室暖房乾燥機」とは、エネルギー源としてガスを使用する熱源機により、浴室等に設置した放熱器に温水を供給して浴室等で暖房乾燥を行うシステムをいいます。
- (5) 「家庭用ガス衣類乾燥機」とは、エネルギー源としてガスを使用し衣類の乾燥を行う機能を有する燃焼機器、又はエネルギー源としてガスを使用する熱源機により供給した温水を利用して衣類の乾燥を行うシステムをいいます。
- (6) 「家庭用温水暖房システム」(以下「床暖等」といいます。)とは、エネルギー源としてガスを使用する熱源機により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。ただし、ガス温水エアコンは除きます。
- (7) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (8) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用される部分とが結合している住宅をいいます。
- (9) 「夏期」とは、5月使用分(4月検針日の翌日から5月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの7か月間をいい、「冬期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)までの5か月間をいいます。
- (10) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (11) 「基本料金(税込)」 「基準単位料金(税込)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法の規定に基づき記載するものです。
- (12) 「基本料金(税抜)」 「基準単位料金(税抜)」とは、基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額をいいます。
- (13) 「単位料金」とは、9に定める基準単位料金(税抜)又は調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

お客さまは、(1)又は(2)のいずれかのプランにおいて、それぞれ全ての適用条件を満たす場合に、当社に対して本選択約款の適用を申し込むことができます。

(1) 発電ガスライフ エコウィルプラン

- ① 定格発電出力（機器容量）が5kW以下のエコウィルを専用住宅又は併用住宅においてご使用であること。
- ② 併用住宅においては、1 需要場所におけるガスメーターの能力（一般ガス供給約款の規定により1 需要場所にガスメーターを2 個以上設置されている場合は、そのガスメーターの能力の合計）が16立方メートル毎時以下であること。

(2) 発電ガスライフ エネファームプラン

- ① 定格発電出力（機器容量）が5kW以下のエネファームを専用住宅又は併用住宅においてご使用であること。
- ② 併用住宅においては、1 需要場所におけるガスメーターの能力（一般ガス供給約款の規定により1 需要場所にガスメーターを2 個以上設置されている場合は、そのガスメーターの能力の合計）が16立方メートル毎時以下であること。

5. 契約の締結

- (1) 本選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) 本選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (3) 適用開始日は以下のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始された場合は、ガスの使用開始日を適用開始日といたします。
 - ② 契約種別を変更された場合は、お客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日を適用開始日といたします。
- (4) 当社は、本契約を解約または他の契約種別への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません（（5）において同じ）。
- (5) 当社は、本契約から他の契約種別（一般ガス供給約款に定める契約を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

ただし、今回の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、今回の検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) 当社は、（2）により算定された税抜料金に消費税等相当額を加えたものを、料金としてお支払いいただきます。
- (2) 当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金（税抜）、基準単位料金（税抜）又は9の定めにより調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、税抜料金を算定いたします。
- (3) 料金は、一般ガス供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内

にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

8. 延滞利息

- (1) お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日からお支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の各号に該当する場合には延滞利息は申し受けません。
- ① 料金を口座振替により支払われている場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落した場合
 - ② 料金を支払期限日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合
- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。
- 算定の対象となる税抜料金×支払期限日の翌日からお支払いの日までの日数
×0.0274パーセント（1円未満の端数切り捨て）
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた日以降に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の定めに基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じとします。

9. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表の各料金表の基準単位料金（税抜）に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金（税抜）に替えてその調整単位料金を適用して税抜料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(4)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金（税抜）＋0.086円×原料価格変動額／100円
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金（税抜）－0.086円×原料価格変動額／100円

（備考）

上記の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）
75,650円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表1(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりブタン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算定式)

$$\begin{aligned}\text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9239 \\ &+ \text{トン当たりブタン平均価格} \times 0.0824\end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりブタン平均価格は、当社ホームページ、事業所等に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算定式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

10. 割引制度

(1) お客さまは、次に定める割引の種類において、それぞれの割引条件を満たす場合には、所定の申込書により、いずれかの割引制度の適用を当社に申し込むことができます。

① 浴乾割引 (通年適用)

割引条件 浴乾をご使用の場合

② 床暖割引 (冬期のみ適用)

割引条件 床暖等をご使用の場合

③ 浴乾・床暖割引 (通年適用)

割引条件 ①の割引条件及び②の割引条件を満たす場合

(2) 当社は、割引制度を適用する場合、浴乾割引には別表4(1)、床暖割引には別表4(2)、浴乾・床暖割引には別表4(3)のそれぞれの割引率を適用して、別表1(3)に基づき料金の算定を行います。

11. 設置確認

(1) 当社は、4に定める適用条件又は10に定める割引条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は本選択約款の申し込みを承諾しない、又は、すみやかに本選択約款を解約し解約日以降一般ガス供給約款に定める契約を適用いたします。

(2) お客さまが、エコウィル、エネファームのいずれかを取り外すなど、4に定める適用条件を満たさなくなった場合には、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。この場合、当社は本選択約款を解約し、解約日以降一般ガス供給約款に定める契約を適用いたします。

(3) 割引制度の適用を受けているお客さまが、浴乾、床暖等のいずれかを取り外すなど、10に定める割引条件を満たさなくなった場合には、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。この場合、当社は10に定める割引制度の適用を取りやめ、又は割引の種類を変更いたします。

12. 契約の変更又は解約

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、若しくは2の定めにより本選択約款が変更された場合は、双方協議してこの契約を変更又は解約することができるものいたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客様に契約違反があった場合（4に定める適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、相互に契約を解約できるものいたします。

13. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

本選択約款は、2026年8月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、2026年8月1日から2026年8月31日までに支払義務が発生するものについては、本選択約款の変更前の旧選択約款に基づき料金を算定するものいたします。

(別 表)

1. 税抜料金の算定方法

- (1) 10に定める割引制度を適用しない場合の税抜料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、従量料金単価（基準単位料金（税抜）又は9の定めにより調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金）に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 10に定める割引制度を適用する場合の税抜料金は、割引後基本料金と割引後従量料金の合計とし、割引後基本料金、割引後従量料金は、別表4に定める割引率をもとに以下のとおり算定いたします。

- ① 割引後基本料金は次の算定式にて算定し、算定結果の1円未満の端数を切り捨てた金額といたします。

(算定式)

$$\text{割引後基本料金} = \text{基本料金（税抜）} \times (1 - \text{割引率})$$

- ② 割引後従量料金は割引後従量料金単価に使用量を乗じて算定いたします。なお、割引後従量料金単価は次の算定式にて算定し、算定結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(算定式)

$$\text{割引後従量料金単価} = \text{従量料金単価} \times (1 - \text{割引率})$$

- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の税抜料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表 1（発電ガスライフ エコウィルプラン）

（1）適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから5立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が5立方メートルを超え、25立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が25立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E 使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

（2）料金表A

①基本料金

1 か月につき	1, 329. 90円（税込）
	1, 209 円（税抜）

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	271. 3810円（税込）
	246. 71 円（税抜）

③調整単位料金

②の基準単位料金（税抜）をもとに9の定めにより算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（3）料金表B

①基本料金

1 か月につき	1, 494. 90円（税込）
	1, 359 円（税抜）

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	238. 3810円（税込）
	216. 71 円（税抜）

③調整単位料金

②の基準単位料金（税抜）をもとに9の定めにより算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（4）料金表C

①基本料金

1 か月につき	4, 464. 90円（税込）
	4, 059 円（税抜）

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 9 . 5 8 1 0 円 (税込)
	1 0 8 . 7 1 円 (税抜)

③調整単位料金

②の基準単位料金（税抜）をもとに9の定めにより算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金表D

①基本料金

1 か月につき	4 , 7 9 4 . 9 0 円 (税込)
	4 , 3 5 9 円 (税抜)

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 2 . 9 8 1 0 円 (税込)
	1 0 2 . 7 1 円 (税抜)

③調整単位料金

②の基準単位料金（税抜）をもとに9の定めにより算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(6) 料金表E

①基本料金

1 か月につき	5 , 2 8 9 . 9 0 円 (税込)
	4 , 8 0 9 円 (税抜)

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 0 8 . 0 3 1 0 円 (税込)
	9 8 . 2 1 円 (税抜)

③調整単位料金

②の基準単位料金（税抜）をもとに9の定めにより算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表2（発電ガスライフ エネファームプラン）

（1）適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから5立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が5立方メートルを超え、25立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が25立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E 使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

（2）料金表A

①基本料金

1 か月につき	1, 329. 90円（税込）
	1, 209 円（税抜）

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	271. 3810円（税込）
	246. 71 円（税抜）

③調整単位料金

②の基準単位料金（税抜）をもとに9の定めにより算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

（3）料金表B

①基本料金

1 か月につき	1, 659. 90円（税込）
	1, 509 円（税抜）

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	205. 3810円（税込）
	186. 71 円（税抜）

③調整単位料金

②の基準単位料金（税抜）をもとに9の定めにより算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C

①基本料金

1 か月につき	3, 9 6 9. 9 0 円 (税込)
	3, 6 0 9 円 (税抜)

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	1 1 2. 9 8 1 0 円 (税込)
	1 0 2. 7 1 円 (税抜)

③調整単位料金

②の基準単位料金（税抜）をもとに9の定めにより算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金表D

①基本料金

1 か月につき	4, 6 8 4. 9 0 円 (税込)
	4, 2 5 9 円 (税抜)

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	9 8. 6 8 1 0 円 (税込)
	8 9. 7 1 円 (税抜)

③調整単位料金

②の基準単位料金（税抜）をもとに9の定めにより算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(6) 料金表E

①基本料金

1 か月につき	5, 0 6 9. 9 0 円 (税込)
	4, 6 0 9 円 (税抜)

②基準単位料金

1 立方メートルにつき	9 4. 8 3 1 0 円 (税込)
	8 6. 2 1 円 (税抜)

③調整単位料金

②の基準単位料金（税抜）をもとに9の定めにより算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表3 (割引率)

(1) 浴乾割引 (通年適用)

割引率 (夏期・冬期)	2 パーセント
-------------	---------

(2) 床暖割引 (冬期のみ適用)

割引率 (冬期)	5 パーセント
----------	---------

(3) 浴乾・床暖割引 (通年適用)

割引率 (夏期)	2 パーセント
割引率 (冬期)	7 パーセント

ただし、料金算定期間の使用量が5立方メートルを超えない場合には、上記(1)、(2)及び(3)の割引率は0パーセントといたします。